

東労発基 0330 第9号  
令和8年3月30日

公共工事等発注機関の長 殿

東京労働局長

建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による  
労働災害防止に当たっての留意事項について

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和5年9月19日に、東京労働局管内の東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨の組立作業中に鉄骨梁を支えていた仮設構造物が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者6名が被災し、うち2名が死亡するという重大な労働災害が発生しました。

高層ビルの地上階に大スパンの空間を設ける場合等において、鉄骨の組立て途中の不安定な状態を一時的に支えるため、仮設構造物を設置する方法が採用されることがあります。このような仮設構造物を設置する場合の計画の策定に当たっては、当該仮設構造物が十分な強度を有していることを強度計算等により確認することはもとより、支持対象となる鉄骨の組立て等作業や同時並行して行われる他の作業の進捗状況によって計画変更の必要が生じた場合には、強度計算等の見直しも含めた検討を行うとともに、策定又は変更した当該仮設構造物に関する計画に対応した作業計画に従い作業が行われていることを確認の上、作業を行う必要があります。

つきましては、厚生労働省において、同種の労働災害防止を図るため、本労働災害に関する所轄労働基準監督署における調査結果及び独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査結果を踏まえ、建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項が別添のとおり取りまとめられましたので、直轄工事における受注者、関係団体その他の建設工事関係者に御周知させていただくようお願いいたします。